

## 市民意見聴取に係る施策の概要

**案件名:** 尼崎市環境基本計画の改定(尼崎市生物多様性地域戦略の策定)  
**(副題)**  
**局課名:** 経済環境局環境部環境創造課

施策の目的	尼崎市の環境をまもる条例に基づき良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定め、市民・事業者・行政が一体となって良好な環境を将来の世代に継承することを目的としています。
現状・背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画は平成25年度に策定したもので、環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として「ECO未来都市 あまがさき」の実現を目指し、取組を進めています。</li> <li>・現行計画が令和5年度で計画期間を終了することから、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とした新たな計画として改定を行います。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や兵庫県の上位計画の改定や脱炭素社会の実現、持続可能な開発目標(SDGs)の達成など環境に関する国内外の動向に対応した計画とする必要があります。</li> <li>・尼崎市の最上位計画である尼崎市総合計画(令和4年6月予定)や環境に関する個別計画である尼崎市地球温暖化対策推進計画(平成31年3月)、尼崎市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月)の改定、尼崎市気候非常事態行動宣言の表明(令和3年6月)といった環境関連計画などを反映した計画とする必要があります。</li> <li>・産業機能・都市機能の集積が進んだ本市においては、環境だけでなく経済・社会課題にも対応した計画とする必要があります。</li> <li>・生物多様性基本法では生物多様性の保全などに関する計画を定めることが求められていますが、本市では未策定となっています。</li> </ul>
施策の策定にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する国内外の動向だけでなく、本市の特性を踏まえたものとするほか、環境問題は社会経済活動と密接に関係していることから、個別の課題を解決するための施策に加え、庁内における関連計画とも連携を図りながら、環境・経済・社会における課題を統合的に解決するための横断的な施策も検討することとします。</li> <li>・市民・事業者の皆さまと目指すべき環境像を共有し、本市における環境全般について理解・関心を深めてもらえるようなわかりやすいものとするこで、環境配慮行動を促し、活用してもらえる計画とします。</li> <li>・生物多様性の保全・創出に関する内容については生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に相当するものとして取りまとめることとします。</li> </ul>
意見を聴取するポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者の皆さまの環境に関する認識・ニーズを踏まえることで、実効性の高い計画とするため、目指す環境像や施策の方向性、本市における課題、環境配慮の取組状況、行政に求める事項などについて広く意見を聴取します。</li> </ul>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページへの掲載(11月ごろ)</li> <li>・市民、事業者アンケート(11月ごろ)</li> <li>・市報11月号への掲載</li> </ul>
お問い合わせ先	経済環境局 環境部 環境創造課 TEL: 06-6489-6301 FAX: 06-6489-6300 Eメール: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp